25年	9　月	74,470	—
	10　月	89,210	—
	11　月	103,910	14,990
	12　月	118,570	29,930
平成26年	1　月	133,170	44,830
	2　月	147,730	59,670
	3　月	162,240	74,470

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成26年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

平成６年改正法附則第11条第７項第３号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成25年	
		4　月	10　月
平成25年	5　月	円 14,990	円 —
	6　月	29,930	—
	7　月	44,830	—
	8　月	59,670	—
	9　月	74,470	—
	10　月	89,210	—
	11　月	103,910	14,990
	12　月	118,570	29,930
平成26年	1　月	133,170	44,830
	2　月	147,730	59,670
	3　月	162,240	74,470

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成26年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成25年	
			4　月	10　月
平成25年	5　月	昭和18年５月２日から昭和18年６月１日までに生まれた者	円 14,990	円 —
	6　月	昭和18年６月２日から昭和18年７月１日までに生まれた者	29,930	—
	7　月	昭和18年７月２日から昭和18年８月１日までに生まれた者	44,830	—
	8　月	昭和18年８月２日から昭和18年９月１日までに生まれた者	59,670	—
	9　月	昭和18年９月２日から昭和18年10月１日までに生まれた者	74,470	—
	10　月	昭和18年10月２日から昭和18年11月１日までに生まれた者	89,210	—
	11　月	昭和18年11月２日から昭和18年12月１日までに生まれた者	103,910	14,990
	12　月	昭和18年12月２日から昭和19年１月１日までに生まれた者	118,570	29,930
平成26年	1　月	昭和19年１月２日から昭和19年２月１日までに生まれた者	133,170	44,830
	2　月	昭和19年２月２日から昭和19年３月１日までに生まれた者	147,730	59,670
	3　月	昭和19年３月２日から昭和19年４月１日までに生まれた者	162,240	74,470

別表第三十七（第七条第三項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成25年４月から平成26年３月までの各月
前　納　額	14,990円

別表第三十八（第八条第一項関係）〔１年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成25年４月
前　納　額	4,700円

別表第三十九（第八条第一項関係）〔６月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成25年４月及び平成25年10月
前　納　額	2,370円

別表第四十（第八条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成25年	
			4　月	10　月
平	5　月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	1,190	—